

政令第 号

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ八及び第三十二条ノ二の規定に基づき、この政令を制定する。

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令（平成三年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号から第四号までの規定中「旅客船」を「旅客定員を有するもの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第一号から第四号までに掲げる船舶に該当する船舶であつて、改正後の第一号から第四号までに掲げる船舶に該当しないものについては、この政令の施行の日以後最初に行われる船舶安全法第五条第

一項第二号の定期検査又は同項第二号の中間検査を受けるまでの間は、同法第四条第一項の規定は、適用しない。

理由

船舶の航行の安全性の向上を図るため、船舶安全法第四条第一項の規定を当分の間適用しない船舶の範囲を見直す必要があるからである。